

「辺野古土砂搬出反対」全国連絡協議会 規約

(名称)

第1条 本協議会は、「辺野古土砂搬出反対」全国連絡協議会(以下、「協議会」という)という。

(目的)

第2条 協議会は、沖縄・辺野古新基地建設の埋め立てに供する、土砂等の沖縄県内外からの採取、搬出に反対し、基地のない平和な沖縄の実現と、互いの郷土の自然と文化を守ることを目的とする。

(事業)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 土砂搬出計画の中止を求める事業
- (2) 辺野古新基地の中止を求める事業
- (3) 加盟団体・個人の交流・親睦、情報交換に関する事業。
- (4) その他、協議会が定めた事業

(構成・届出)

第4条 協議会の会員は、会の目的に賛同する団体・個人で構成する。

第5条 会員は、その氏名及び住所(団体の場合は、その名称、所在地、代表者氏名)に変更があった場合は、遅延なく協議会にその旨を届け出なければならない。

(役員及び職務)

第6条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 顧問……若干名
- (2) 共同代表……若干名
- (3) 役員……若干名
- (4) 事務局
事務局長…1人
事務局次長…1人
財政…2名以内
- (5) 会計監査……2名

2 共同代表は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 役員は、共同代表の求めに応じ、会の運営・事業の助言・補助に当たる。

4 顧問は、共同代表の求めに応じ、会の運営・事業の助言に当たる。

5 事務局は、事務局長のもと、本会の企画・運営事務等すべての業務を執行する。

6 会計監査は、財政状況を監査する。

(任務)

第7条 役員の任期は2年とする。ただし再任は妨げない。

(役員を選出)

第8条 役員を選出は、総会において、出席者の互選によって行う。

(総会)

第9条 協議会の総会は、通常総会及び臨時総会とする。

- 2 通常総会は、毎年1回以上開催し、事業報告・決算、事業計画・予算、規約改正や重要事項を審議、決算する。
- 3 臨時総会は、共同代表が必要と認めた時、招集する。

(総会の議決方法等)

第10条 総会は、会員現在数の過半数の出席がなければ開くことができない。

- 2 やむを得ない理由により総会に出席できない会員は、書面又は、代理人をもって議決権を行使することが出来る。
- 3 総会及び臨時総会の議決は全会一致を原則とする。合意をみない事項は各単位組織で独自に取り組む。

(経費及び会費)

第11条 協議会の経費は、会員の会費、寄付、事業収入をもって充てる。

- 2 会費は年間、団体1万円、個人3千円とし、年度当初までに事務局に納付する。

(会計年度)

第12条 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(協議会の解散)

第13条 協議会の解散は、委任状を含む会員3分の2以上の議決を必要とする。

(委任)

第14条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し、必要な事項は共同代表が定める。

付則(2015年5月31日議決)

この規約は2015年5月31日から施行する。

2015年10月3日 一部改正

この規約の記載内容について、事実と相違ないことを証明する。

〒 700-0973 岡山県岡山市北区下中野 318-114

松 本 宣 崇

(辺野古土砂搬出反対全国連絡協議会 事務局長)